



盛土規制法の運用を開始します

令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が施行されました。

盛土規制法では盛土や切土、土石の堆積に関する工事が規制区域の指定後、規制されます。

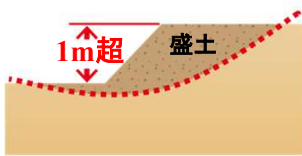
神戸市では、**令和6年4月1日**に宅地造成等工事規制区域を指定し、盛土規制法の運用を開始します。

指定後は盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することになります。

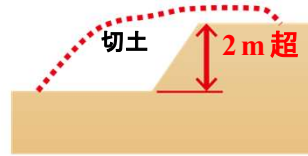
対象となる盛土等の規模

〈土地の形質の変更（盛土・切土）〉

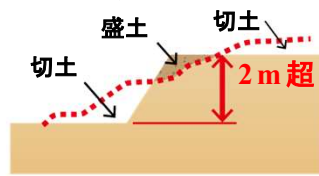
1 盛土で**高さが1m超**の崖を生ずるもの



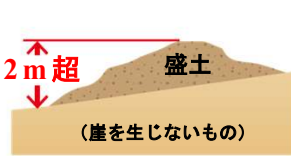
2 切土で**高さが2m超**の崖を生ずるもの



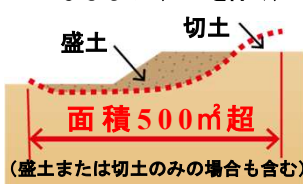
3 盛土と切土を同時に行い**高さが2m超**の崖を生ずるもの（1、2を除く）



4 盛土で**高さが2m超**となるもの（1、3を除く）

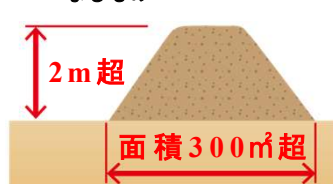


5 盛土又は切土をする土地の**面積が500㎡超**となるもの（1～4を除く）

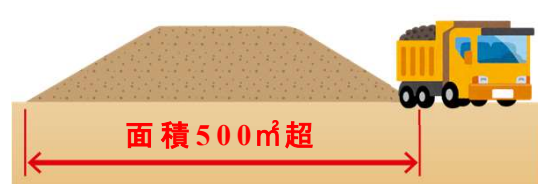


〈一時的な土石の堆積〉

6 最大時に堆積する**高さが2m超**かつ**面積が300㎡超**となるもの



7 最大時に堆積する**面積が500㎡超**となるもの



神戸市における宅地造成等工事規制区域の指定

神戸市では、**市域全域**を宅地造成等工事規制区域に指定します。



土を盛るのが好きな
モグラの子
“モリオくん”



土を掘るのが好きな
モグラの子
“キリコちゃん”

法律の概要

盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」が法律名・目的も含め抜本的に改正されました。土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します。

■規制区域を指定します

盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアは規制区域として指定します。

■安全な盛土等をつくります

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となります。

■土地所有者等が盛土等を安全に保つ責務があります

規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等が盛土等を安全に保つ責務があります。

■罰則が強化されます

無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化しています。

許可申請の義務化

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ神戸市長の許可が必要です。

- 技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施行者の能力について審査を実施
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知（説明会の開催等）を要件化

- * 宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。
- * 都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。

適用除外

※道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。
また例えば、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。

- 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの
- 農地及び採草放牧地で行われる通常の営農行為を行うものなど

～許可申請の手続き～

すべての許可申請の窓口および許可担当部署は建設局防災課となります。

ただし、盛土等の行為で、宅地面積が500㎡以下の場合は、技術的な審査のみ各区所管の建設事務所が担当となります。

詳しくは、建設局防災課あるいは各建設事務所にお問い合わせ下さい。

（各建設事務所へのお問い合わせは TEL：078-771-7498）

●お問い合わせ

神戸市 建設局 防災課 宅地審査担当

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 TEL：078-322-6089